

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（物流業界に関わる多数の企業と連携したオープンイノベーションの促進を図る）
- b. IT実装支援（データ交換によるペーパーレス化、IT人材の育成支援等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化車両の導入やバイオ燃料の使用等、物流の2030年問題へ積極的に取り組み、計画的かつ段階的なシフトチェンジを推進する）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供および推進、健康増進施策の実施、SAS検査および脳ドッグの推進）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は振込により支払い、手形での支払いは行いません。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインを遵守し、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社の経営理念である「お客様から信頼され、地域活動にも積極的に取り組み、地域一番の物流会社を目指します。」という社会的使命を今後も継続して果していくとともに、人権問題にも積極的に取り組み、「ハラスメントのない社会」および「社員が喜んで働ける会社づくり」を目指します。

令和6年1月29日

株式会社岡田商運

代表取締役 岡田好美

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。